

第 73 回長崎大学経営協議会議事要録

1 日 時 平成 26 年 10 月 8 日（水）13 時 31 分～15 時 34 分

2 場 所 第 1 会議室

3 報告事項

(1) 平成 26 年 10 月 1 日からの執行部体制について

学長から、資料 3 に基づき、平成 26 年 10 月 1 日からの執行部体制について報告があった。

(2) 学校教育法及び国立大学法人法の改正について

理事（総務担当）から、資料 4 に基づき、学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律が 6 月 27 日に、学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令が 8 月 29 日に公布され、ともに平成 27 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、これらの法令の改正趣旨等について説明があり、概ね以下のような意見交換があった。

（◎は学外委員，○は大学側の発言）

- 本改正に伴う学内規則等の見直しについては、文部科学省から出されたチェックリストに基づいて作業を行うこととなるが、どのように反映させていくかは大学の判断に任されている。例えば、教授会の審議事項は学長が定めることとしているが、事項毎に具体的に書き込むのかファジーな書き方でよいのか判断が難しい。
- 改正の趣旨は、法人化前の教授会自治がいまだに残っており、それが大学改革を妨げているのではないかという問題意識であるが、教員の元気がなくなれば大学は存在しなくなるので、学部の多様性を担保しながら教授会にどのような役割を付与していくかが大きなポイントになる。
- 1 2 月に文部科学省に中間報告を行う予定であるが、学長あるいは執行部の考え方によって、それぞれの大学でニュアンスが違う見直しになるのではないと思われる。
- ◎ 学長選考に関する規則についても 1 2 月までに見直しを行う必要があるのか。
- 学長選考に関する規則については年度内を目処に見直しを行えばよい。改正内容については、これから学長選考会議で検討していただくことになる。
- ◎ この改革の最大の課題は、国公立を問わず、教授会の問題ではないか。
学長及び執行部のガバナンスが大学でどの程度実行されるかを文部科学省はチェックするのではないと思われる。
- 長崎大学規模の大学では、大学によって状況もいろいろと違うので、多様性の中でどういうものを作っていくかということがポイントになると思われる。
- ◎ 大学によって状況が違うとのことだが、改革の形はきちんと示す必要がある。その一方で、学長及び執行部は、教授会の意見を吸い上げる体制をきちんと構築することが大事である。
- 教授会の意見を聴く場合の最大の問題は、教員人事になると思うので、教授会との協力体制をどのように構築するかがポイントになると考えている。
- ◎ 教員人事については、評価システムを構築することにより、納得のいく人事ができるのと同時に、適切なインセンティブを付与できるようにすることが肝要である。

- ◎ 長崎大学はガバナンスがしっかりしているという印象を持っているので、今後はこれを長崎大学の方針の中で明確にする必要がある。どういう大学にしていくかということについては、教授会を含めた形で、長崎大学の特色やどのような学生を輩出していくかを共有していく必要があると思う。

- ◎ 長崎大学の方針作りの中には、女性の役職者を増やしていただくことをお願いしたい。

(3) 平成 25 年度に係る業務の実績に関する評価結果（原案）について

理事（総務担当）から、資料 5 に基づき、平成 26 年 6 月末に国立大学法人評価委員会に提出した平成 25 事業年度に係る業務の実績に関する報告書について、同評価委員会から「平成 25 年度に係る業務の実績に関する評価結果（原案）」が通知されたことの報告があった。

(4) 平成 26 年人事院勧告の概要について

理事（総務担当）から、資料 6 に基づき、本年 8 月 7 日に人事院から国会及び内閣に対して行われた勧告の概要について報告があり、概ね以下のような意見交換があった。

（◎は学外委員，○は大学側の発言）

- ボーナスの引上げ改定により、約 1.5 億円程度の財源が必要になるので、大学の予算は急に厳しくなった。
- ◎ 病院の医師、看護師等の医療職員の人材確保については、これまでも本会議で何度か議題に上がっているが、この給与改定はその点に配慮されているのか。それとも全教職員が横並びなのか。
- 基本的には横並びの改定となる。病院も同じ給与表を使用しているが、病院では収入により独自に財源を確保して、診療従事手当等のインセンティブを付与している。なお、医師は、医療職ではなく教育職であるため、他の病院医師の半分程度の給与でしかない点が厳しいところである。

(5) 平成 27 年度概算要求について

理事（財務担当）から、資料 7 に基づき、平成 27 年度国立大学法人運営費交付金概算要求額に係る本学の要求事項の概要について報告があった。

(6) 環境報告書 2013 について

副学長（環境・施設担当）から、資料 8 に基づき、環境配慮促進法により毎年公表することが義務付けられている環境報告書について 2013 年の報告が行われ、併せて、本報告書については長崎大学ホームページ上で公表することの説明があり、概ね以下のような意見交換があった。

（◎は学外委員，○は大学側の発言）

- ◎ 報告書にどういうことをしたかとか、どういうことに努力したかを記載することは大切なことであるが、その結果どうなったかが重要なので、その部分をもっと詳しく記載された方が読む側にとっては分かりやすい。

- ◎ 民間企業でも環境保全活動を行っており、環境への配慮やコスト削減の観点から紙を減らすことに取り組んでいる。自分たちの会議では紙資料はほとんどないが、この経営協議会では紙資料が多いため、大学として紙の削減を検討していただきたい。
- 執行部の会議や一部の教授会等では資料のペーパーレス化を進めているが、大学全体として今後スピーディに対応したい。

(7) 「グローバルヘルスフォーラム 2014」の開催について

学長から、資料 9 に基づき、平成 27 年度に設置を計画している大学院修士課程「熱帯医学・グローバルヘルス研究科」の設置イベントとして、10 月 31 日に東京でフォーラムを開催することの案内があった。

4 協議事項

(1) 平成 26 年 10 月以降の本学の運営方針表明について

学長から、資料 10 に基づき、平成 26 年 10 月以降の本学の運営方針について、次の協議題である「長崎大学スーパーグローバル大学構想」と併せて概要説明があった後、ご意見を伺いたい旨の発言があり、概ね以下のような意見交換があった。

(意見交換の内容については、次の協議題と併せて記載)

(2) 長崎大学スーパーグローバル大学構想について

学長から、資料 11 に基づき、平成 26 年度スーパーグローバル大学等事業「スーパーグローバル大学創成支援」に係る本学のプラン、及びこれまでの取組について説明があり、申請が不採択となったことを踏まえ、本構想、及び本学の今後の運営についてご意見を伺いたい旨の発言があり、概ね以下のような意見交換があった。

(◎は学外委員、○は大学側の発言)

- ◎ プレゼンテーション資料を見る限りではいろいろな事を打ち出しすぎて、長崎大学の特色がしっかり伝わってこない印象を受ける。売り込みがうまくいかなかったときは、次のステップとしては実績をつくってアピールしていくことが大事である。

また、英語教育はもはやスタンダードで当然だと思うので、本当にグローバルを打ち出すのであれば、もう一步踏み込んで、英語以外の言語を習得させなければ、他大学との差別化は難しいのではないか。

- 長崎大学の実績という点では、多文化社会学部の新入生全員を今夏短期留学に派遣し、留学先の大学から、学生の英語力を高く評価されたところであり、多文化社会学部は長崎大学のグローバル化のドライビングフォースという位置付けでやっている。

他方、経済学部国際ビジネスコースは、多文化社会学部と同等のグローバル人材育成を目指しているが、その内容がよく分からない。長崎大学の中でこのようにグローバル人材育成に関して突出した 2 つの部分がありながら、これらを相乗的に、全学的に波及させていくような場が弱かったのではないか。

- ◎ 多文化社会学部と経済学部国際ビジネスコースは重複している感があるので、足の引っ張り合いにならないように、大学としての統一感を出していく必要があるのではないか。

- ◎ A, B, Cの3つの戦略のうちAとBの2つについては、既に補助金が付いて文部科学省の支援を受けており、新しいのはCだけではないかという印象を持たれたのではないか。さらに、Cの戦略においては、卒業要件の124単位にプラスしてグローバルモジュールとして32単位又は64単位を課すのは、学生への過度な負担になると判断されたのではないか。
- ◎ 本事業は、再チャレンジの可能性はあるか。
- 5年目に見直しがあるのではないかとの話もあるが、明確には示されていない。
- ◎ 10年間見直しが行われないとすれば、遅れを取らないように対策を講じる必要があるもので、少し時間をかけて検討していただきたい。
- ◎ 長崎大学の計画自体は、非常に堅実な申請書だと思うが、Cの戦略が分かりにくいので、本事業の5年後の見直しを想定して、リバイスしたものを何らかの形で地道にやり続けていくことが必要かと思う。

(以上)